平成29年2月3日開催特定外来生物等分類群専門家グループ会合(哺乳類・鳥類)

# 専門家グループ会合(哺乳類・鳥類) 議論の概要

## 1. 特定外来生物の指定について(鳥類)

- シリアカヒヨドリについては、海外で大きな被害を与えている事例があり、国内未定着で指定による被害の未然防止効果が高いものという視点から指定することに異議なし。
- ヒゲガビチョウは、すでに未判定外来生物に指定されているが、国内での定着と分布拡大が確認されている。チメドリ科ガビチョウ属で国内に定着している3種すべてが、特定外来生物に指定されており、今後、個体数の増加や分布拡大によってガビチョウなどと同様に在来の鳥類群集に影響を及ぼすおそれがあることから指定することに異議なし。

# 2. 指定後の措置について(鳥類)

● シリアカヒヨドリ及びヒゲガビチョウとも国内で飼養されている可能性は低いと思われるものの、指定について周知が必要。

# 3. リスト掲載種の今後の対策について(哺乳類)

- 哺乳類は、他の分類群と比べて、被害の未然防止の観点からの指定も 進んでおり、リスト掲載種の多くの種が指定済みとなっている。
- 一方で、日本全国に分布している種や愛がん飼養の多い種が島嶼等に 侵入し被害を与えており、課題となっている。今後、島嶼等をはじめ とした被害箇所での防除を進めるとともに、未指定種の対策の優先度 についての検討を進めることが重要。
- 外来生物法の対象外ではあるが、国内由来の外来種についても、対策 の検討が重要。

# 専門家グループ会合(昆虫類等陸生節足動物) 議論の概要

## 1. 特定外来生物の指定について

- 緊急性が高いもの、現時点で利用が少なく被害の未然防止効果が高い ものという視点から、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物と して、原案の12種を指定することに異議なし。
- マルバネクワガタ属の 10 種は、海外で意図的に交雑された個体が作られて販売される可能性がある。 <u>交雑個体や類似の新種・未記載種については、情報収集のうえ、今後、必要に応じ追加指定を検討する。</u>

## 2. 指定後の措置について

- マルバネクワガタ属をはじめとした外国産カブトムシ・クワガタについては、これまでも遺棄や放虫の防止を呼び掛けるチラシ配布等を進めているが、改めて、普及啓発を進めることが重要。
- クビアカツヤカミキリは、成虫の飛翔により分散する可能性が高いため、早急に指定して注意喚起し、有効な防除手法の開発を急ぐとともにモニタリングを実施することが重要。果樹被害等の農業分野については、引き続き農林水産省の植物防疫課と連携して対応が必要。また、サクラへの被害が大きいことから、関係省庁及び地方公共団体との連携が必要。
- アカボシゴマダラは、未侵入の亜種の侵入の未然防止と奄美諸島への 意図的導入の防止を主な狙いとし、既に定着している個体群の拡散防 止のための普及啓発を図ることが重要。

#### 3. その他

● 近年、新たな外来種(ムシャクロツバメシジミ等)の確認事例もある ことから、生態系被害防止外来種リストの定期的な改訂等、更新のあ り方についての検討が必要。

# 特定外来生物等その他の無脊椎動物専門家グループ意見聴取会合議論の概要

### 1. リスト掲載種の今後の対策について

- 既にまん延している生物や非意図的な移動により拡散する生物が多く、 指定による規制効果が見込みづらいことや、侵略性に関する情報が十 分でないこともあるため、今後、指定を視野に入れた情報収集と、継 続的検討が重要。
- バラスト水管理条約の発効により、バラスト水由来の非意図的な侵入 防止に一定の効果が期待できる。
- ヨーロッパザラボヤやコウロエンカワヒバリガイなどの船体付着により拡散する生物についての対策が必要。また、国内での分布拡大・拡散には台船が関係している可能性があり、関係機関との連携や対策の検討が重要。
- ディケロガマルス・ヴィロースス (淡水性ヨコエビ) は、海外での高い侵略性の事例から、琵琶湖等の国内固有種へのリスクを踏まえた検討が重要。
- 国内での定着の可能性が高まっているミステリークレイフィッシュは、 指定の可否を検討すべき。その為の情報収集が重要。
- ▼ アメリカザリガニは、近年、島しょ部での新たな発見が相次いでおり、 島しょ部での対策が重要。
- シナハマグリやホンビノスガイは水産利用されており、普及啓発が重要。

#### 2. その他

● 生態系被害防止外来種リストが地方自治体などではあまり活用されていない。レッドリストのように、リストが最大限活用されるよう普及啓発が重要。